

利用してなければ払わない

請求の内容について、利用していないのであれば一切支払う義務はありませんので、請求に応じないようにしましょう。このような請求そのものが、場合によっては詐欺等の犯罪になります。

また、不安だから、面倒だからといって請求されている料金を支払ってしまうと、債務の存在を認めたことにもなりかねず、後で返還請求をしようとしても手続きが複雑になるなど、救済を受けることが困難になることもあります。

不用意に連絡をしない

電子メールや郵便に「至急ご連絡をください」とか「お問い合わせは下記連絡先へ」などと書かれてあっても、不用意に連絡しないようにしてください。

電話やファックス、電子メールなどで連絡を行うことは、電話番号やメールアドレスなどの個人情報や相手に知らせることになり、今後電話による請求も予想され危険です。絶対にやめましょう。

「ご連絡をください」と書いてあり「連絡をしたら利用した覚えのない料金を請求された」というケースが多くみられます。こうした通知書面は、業者側が消費者に電話連絡をさせるためだけの目的で送られてくるケースが多いようですので、記載されている連絡先に不用意に連絡しないようにしてください。

請求者が本当の権利者

であるかどうが注意

「もしかしたら利用したかも」、「無料と思ったのに」という場合でも支払う前に、まず請求する者が本当の権利者（債権者等）であるかどうか注意しましょう。

「債権譲渡を受けた」、「回収センター」、「回収代行部」などの名称を用いて、あたかも正式な料金請求であるように見せかけているケースが多く見られます。債権者から債権譲渡を受けたと称する債権回収業者が料金を請求してきた場合でも、債権譲渡を行ったという連絡を事前に受けていなければ、債権回収業者に料金を支払う必要はありません。ほとんどの場合が本当の権利者でない、いわゆる架空料金請求業者です。

電話で請求された場合

携帯電話などで請求され「もしかしら利用したかも」という場合でも、請求者が本当の権利者であるかどうかを確かめましょう。

さらに執拗に請求を迫ってくるようであれば、その場で利用明細など請求の根拠を問いただしましょう。請求者は料金の支払いを請求する以上はその根拠となるものを債務者に示す必要があります。もし、利用明細等の請求根拠を示さない場合には、支払いには応じないようにしてください。この場合でもあなたの氏名や住所などの個人情報に絶対に相手方には伝えないように気をつけてください。

個人情報に絶対に教えない

電話で請求された場合など、請求者に対して自分の個人情報（氏名・住所・勤務先など）を教えたりするのは危険です。絶対にやめましょう。

法律名や用語に惑わされない

架空請求では「個人情報保護法」や「プロバイダ責任制限法」、「サイバー法」などの法律名を持ち出し、あたかも正式な通知書面であるかのようにみせかけようとする事例が多くみられます。

また「強制執行」や「裁判」などの法律用語や「身辺調査」、「ブラックリスト」などの文言を用いる例も多くみられます。こうした書面を受け取り、慌てて記載され

ている口座に入金したり、記載されている連絡先に不用意に連絡しないようにしてください。

ブラックリスト

個人情報情報機関などの名をかり、支払わなければブラックリストに掲載するというケースも多くみられますが、個人情報情報機関が消費者に直接支払い請求を行うことは通常考えられません。

金融機関等が融資等の審査のため個人情報情報を照会する機関としては「全国信用情報センター連合会（全信連）」、「株式会社日本情報センター（JICC）」、「株式会社テラネット」、「株式会社シー・アイ・シー（CIC）」、「全国銀行個人信用情報センター（全銀協）」、「株式会社シー・シー・ビー」があります。

仮にこれらの機関の名称が記載されていたとしても、まずはこれらの機関の正しい連絡先に連絡をとるなどして、本当にこれらの機関からの請求であるのかを確認してください。

ますます巧妙化する手口

架空請求のような悪質な手口は繰り返されていて、新たな手口も次々と出ています。例えば、これまでは送金先として銀行口座名が明記してありましたが、金融機関の対処が厳しくなると、携帯番号を記載し、送金先を知らせるなどの方法に変わっています。

最近では、架空請求の連絡内容も多様化し、セキュリティ等の重要なお知らせなどとして、携帯電話やメールアドレス等に連絡してくるケースもあります。

悪質な場合は警察に相談

脅迫まがいの請求であったり、常識的に考えて迷惑な時間帯（深夜・早朝）に何度も電話をかけてきた場合は、恐喝などの犯罪に該当することもあります。そのような場合は警察に相談しましょう。

長門警察署 ☎22・0110

困ったときは早めに相談を

架空請求のことで不安を感じたり、トラブルに遭ったら、市役所商工観光課または山口県消費生活センター、山口地方事務局「お客様相談室」にご相談ください。

長門市役所商工観光課 商工係 ☎23・1136

山口県消費生活センター ☎083・924・0999

(消費者相談専用電話)

山口地方事務局「お客様相談室」 ☎083・934・1717

もっと詳しく知りたい人は

国民生活センターのホームページで架空請求に関する業者名を公表しています。

国民生活センター（ホームページ）

<http://www.kokusen.go.jp/>

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/kakuseikyuu_1st.html

